

**【別冊】**

**総務教育常任委員会資料  
(平成30年1月19日)**

**【項目】**

ページ

- 1 平成29年度第2回県・市町村行政懇談会の開催結果について

【とっとり元気戦略課】・・・1

元気づくり総本部



## 平成29年度第2回 県・市町村行政懇談会の開催結果について

平成30年1月19日

とっとり元気戦略課

平成30年1月18日（木）に「平成29年度第2回 県・市町村行政懇談会」を開催し、知事と各市町村長等が、連携して取り組む事業について意見交換を行いました。

平成30年度国保事業費納付金等の算定について、市町村長から合意を得ることができました。

- 1 日 時 平成30年1月18日（木）午後1時30分から3時30分まで
- 2 場 所 県庁講堂
- 3 出席者 各市町村長、知事、副知事、統轄監、各部局長、教育長 ほか
- 4 議 題 (1) 若者の県内定着について  
(2) 観光振興について  
(3) 国保運営の方針について

### 5 市町村長からの主な意見

#### (1) 若者の県内定着について

- ・ 将来ふるさとにUターンしてもらうため、外へ出て行った学生等と地元とのつながりをどうつなげていくのか、県と一緒に考えていきたい。
- ・ 卒業後の進学情報を持っている高校が、卒業生に就職情報を届けるようなことができないか検討してほしい。
- ・ 長期有償型インターンシップを是非やってもらいたい。また、インターンシップに興味のない企業に対するPRをお願いしたい。
- ・ 雇用のミスマッチは単町での解消が難しい。県や圏域で連携して解消していきたい。
- ・ 高校の通学費助成等、市町村の子育て支援策の更なる充実をお願いしたい。

#### 【知事コメント】

- ・ 今後、東部、中部、八頭にも県立ハローワークを設置する予定である。職業マッチングを強化するほか、子のUターンを希望する家族の相談を受けるなど、県としても更なる改善に取り組みたい。
- ・ ふるさと教育が大切。中学生や高校生に、地元企業を紹介するような場をつくらせていただくので御協力いただきたい。
- ・ 新年度、長期有償化インターンシップの事業化やワーキングホリデーの拡充をしていく。
- ・ 子育て施策について、国が制度改正を目指し、鳥取県と市町村がしていることに国が追いついてきた。国の状況をフォローアップしながら、子育て施策の拡充について、改めて相談させていただきたい。

#### (2) 観光振興について

- ・ 今年は大山開山1300年祭のメインイヤー、一過性のイベントで終わらせるのではなく、次年度以降も残るような取組を行っていきたい。
- ・ 運転手不足等でバス料金が上がっており、ツアーを組んでもらえてないといった声がホテル事業者から寄せられている。バス料金の支援を行うと効果的だと思う。

#### 【知事コメント】

- ・ 大山開山1300年祭を一過性のイベントで終わらせるのではなく、将来につながる取組（食のみやこ発信、観光ルートの開発等）とすることが大切である。

### (3) 国保運営の方針について

- ・ 県が、この保険料水準で調整されたことに感謝したい。
- ・ まずは、住民に不安が無いよう問題なく移行することが大切、その上で、課題等は今後検討をしていただければと思う。
- ・ 保険料の上昇を抑えるためにも、健康寿命を延ばす取組が大切である。
- ・ 将来的には、保険料の完全一本化を目指すなど、長期的な視野で国保の安定的な基盤を築くため、議論を早めに始めていくことが必要である。

#### 【知事コメント】

- ・ 国保については、ソフトランディングできそうだ。保険料の統一化、諸制度の問題、医療費抑制等色々と意見があった。今後、国保のあり方について協議を継続していきたい。

# 若者の県内定着について

- 社会減対策として若者の県内定着が重要ななかで、若者の県外転出超過傾向に対して昨年度から改善の傾向が現れ県内定着が進み始めていると共に、県外大学卒業生においても県内就職（Uターン率）が向上しつつある状況。
- 県内の有効求人倍率は全国平均を上回る全国13位（1.66倍）となっており、正職員の有効求人倍率も過去最高の数値（1.09倍）となっているなか、商品販売、接客・給仕などの職種では求人に対して求職者が大幅に少なく、人手不足の状況となりつつある。
- 〔=主な状況=〕
- ・若者（15～24歳）の県外転出超過について、平成28年と平成29年の同期を比較して4%改善
  - ・県外大学45校の県出身者のUターン率が1.2%、女性では1.7%改善
  - ・求人に対する求職不足状況（充足率 商品販売 489/1,378 35%、接客・給仕 231/1,086 21%）
- このような有効求人倍率の上昇や、地域活動を通じて郷土愛の醸成につながる活動を行う学生グループの増加など、若者の県内定着につながる環境が充実しつつあり、このような機会を捉えて若者定住・I・J・Uターンをさらに加速するため、各市町村と連携した取組をお願いしたい。

## 1 若者の県外転出超過の実態について

(1) 年齢別転入・転出実態 ⇒ 10～20代の若者の県外転出が社会減の原因。

- 〔
- ・H27: 転出超過数 △1,300人の内 △1,524人(117%)が10～20代 内、男性△715(47%), 女性△809(53%)
  - ・H28: " △1,091人の内 △1,298人(119%) 同上 内、男性△732(56%), 女性△66(44%)
- 〕

(2) 若者（15～24歳）の転出実態

○県内大学等の卒業生の県内就職は平均3割程度となっており、大半は県外へ転出している。

(H28: 環境大: 県内55名(22.9%)、鳥取大: 県内135名(20.2%)、鳥取短大: 県内162名(73.6%)  
米子高专: 県内25名(19.4%) → 4校平均30.0%)

＜県内大学等の県内入学、県内就職の状況＞

- ・全体の県内就職率は、27.1%（前年29.1%）と減少。※学部卒は、30.0%（前年31.6%）
  - ・鳥取大学の理系学部（工学、農学）、米子工業高等専門学校の県内就職率が低い。
  - ・県内出身の大学生等が県内に就職した割合
- ⇒ 鳥取大 71.3% (72.5%)、環境大 75.0% (66.0%)、鳥取短大 89.4% (90.3%)、米子工専 15.8% (23.1%)  
( ) 内は前年度の割合

○高校卒業生の進学は7割となっており、その内、県外への進学が約7割 → 約5割が県外へ進学

＜学校基本調査（就業支援課まとめ）＞

	県内高校 卒業生	うち進学		うち就職	
		県内	県外	県内	県外
H26.3卒	4,922	996 (20.2%)	2,539(51.6%)	990(20.1%)	237(4.8%)
H27.3卒	5,055	1,139 (22.5%)	2,464(48.7%)	998(19.7%)	302(5.9%)
H28.3卒	4,900	1,100 (22.4%)	2,432(49.6%)	950(19.4%)	267(5.4%)
H29.3卒	4,881	(調査中)		930(19.1%)	298(6.1%)

＜県内高校・大学生卒業予定者の地元就職状況＞（12/20鳥取労働局発表:平成29年11月末現在）

○平成30年3月新規大学等卒業予定者の県内就職内定状況

県内大学生等の就職内定率は80.3%（前年同期を2.6ポイント上回る）

このうち鳥取県内への就職内定率は29.0%（前年同期を3.2ポイント上回る）

<就職内定状況>

- ・県内就職内定者数は、596人で前年同期（492人）に比べ、21.1%（104人）の増加。  
うち「大学」の県内就職内定者数は、154人で前年同期（141人）に比べ、9.2%（13人）の増加。
- ・県内大学生等の県内就職内定率は、29.0%で、前年同期（25.8%）を3.2ポイント上回る  
このうち県内出身者の県内就職内定率は、73.4%で、前年同期（72.7%）を0.7ポイント上回る。
- ・「大学」における県内就職内定率は、12.9%で、前年同期（12.0%）を0.9ポイント上回る。  
このうち県内出身者の県内就職内定率は、77.4%で、前年同期（79.2%）を1.8ポイント下回る。

○平成30年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況

高校生の就職内定率は90.0%（平成6年11月末以降最高を記録）

<就職内定状況>

- ・就職内定者数は、1,083人（県内867人、県外216人）で、前年同期（1,029人）に比べ、5.2%（54人）の増加。
- ・就職内定率は、91.0%（県内90.1%、県外94.7%）で、前年同期（89.1%）を1.9ポイント上回る。

## 2 県外への転出超過の要因について

### （1）県外への転出要因分析

- 県外への進学・就職を希望する理由として「希望する学部・学科が無い」が33.8%と最も多い。

<高校生・大学生等の進学、就職等意識調査 H27.8>  
 進学：①希望する学部学科が無い(33.8%)、②県内に魅力ある施設が無い(15.2%)、  
 ③県外進学が就職に有利(12.9%)  
 就職：①県内企業に魅力が無い(24.2%)、②一人暮らしをしたい(17.1%)、③希望する就職先が無い(14%)

- 過去に県外大学進学者に県内就職を考えなかった理由を調査したところ「雇用のミスマッチ」が主要因

県内企業への就職を考えなかった理由（Uターン実態調査(H24.12)）  
 ・自分の就きたい仕事が無かった 23.6%      ・知識や資格・技能を活かせる企業が無かった 19.8%  
 ・給与が低く魅力が無かった 16.9%      ・都会で生活したい・県を出たかった 26%

- 県外大学生（県出身者）の約7割がUターンを考えている一方で、県内就職を予定している学生は約3割となっておりギャップが大きい。

<高校生・大学生等の進学、就職等意識調査 H27.8>  
 ・県外大学生：住みたい(戻りたい)38.5% + 将来住みたい(戻りたい)35.9% → 合計約7割が定住希望  
 <Uターン実態調査 H29.10>  
 ・県出身の県外学生のUターン率 31.6% (H28.11) → 32.8% (H29.11) → Uターンが約3割程度

### （2）転入状況分析

- 若者（15～24歳）の県外転出超過が改善（約4%改善）

H28. 3月+4月の合計 △992人が転出超過 → H29の同期では△954人 ⇒ 38人（約4%）

- 近年、県外大学卒業生の県内就職（Uターン率）は向上（女性が約1.7%改善）

本県出身学生が多い大学45校調査(H29.10) ( )内はH28.11 就業支援課：Uターン実態調査

区分	県出身者数 (A)	Uターン (B)	Uターン率 (B/A)	備考
(42校)	(807)	(255)	(31.6)	(25.9) (38.0)
大学 45校	987人	324人	32.8%	男性 26.6%、女性 40.3%

## 3 企業等の人手不足状況

### （1）県内の有効求人倍率（平成29年11月分）

- ・県内の有効求人倍率は1.66倍で平成4年2月以来の高水準。全国平均の1.56倍を上回る全国第13位。

<地域別有効求人倍率(原数値)>

東部(鳥取) 1.57倍、中部(倉吉) 1.63倍、西部(米子) 2.08倍(※県内で初めて2倍を超える)

- ・県内の正社員有効求人倍率は1.09倍で、統計開始以降(H16.11～)最高値を更新。

## (2) 職業別の求人・求職者の過不足の状況

職業分類	求人数	求職者数	過不足数	主な職業例
商品販売の職業	1,378	489	△ 889	卸・小売販売、商品仕入営業
接客・給仕の職業	1,086	231	△ 855	飲食店店員、旅館ホテル従業員
介護サービス職	1,053	427	△ 626	施設・訪問介護
製品製造・加工処理の職業	838	264	△ 574	化学製品、麺類、衣服製造
飲食物調理業	881	316	△ 565	調理師等

## 4 市町村と共に進めたい来年度の主な取組（案）

### (1) 転出に歯止めをかける取組

#### ア 郷土愛を育む取組の推進（学生自身による情報発信強化）

学生が普段利用しているネットワークツール(SNS等の既に構築されているコミュニティー)や口コミ等の効果を最大限に活かし、学生が集めた地域情報に関連した県施策情報(移住定住、就職、観光等)をグループ内で共有する共に、学生自身のSNS利用時に合わせて情報を拡散する取組を支援する。

#### イ 鳥取県立ハローワークの全県展開

「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求職者と企業の一貫支援による効果的なマッチングを行う鳥取県立ハローワークを全県に展開する。

(H29:東京、関西、米子、境港/H30:鳥取、倉吉、八頭)

<利用状況;12月末現在、延べ数> ・開設後6か月で相談件数が1万件を超え、順調に推移

採用決定者数	423人(うち正社員165人)
相談件数	11,410件(1日あたり77件)
新規求職者数	1,175人
新規求人人数	2,234人

#### ウ 高校生のキャリア教育

- ・各学校の体系的なキャリア教育推進計画の実行支援等を行うため、キャリアプランニングスーパーバイザーを配置するとともに、高校で企業の現場見学や企業経営者を招く出前講座等を実施しており、さらに実施校を拡大する。
- ・普通科高校でキャリアビジョン形成を目指したインターンシップにモデル的に取り組む。
- ・教員や保護者を対象とした県内企業見学会の実施、小中学生向け企業紹介冊子の配布など小中学校に対するキャリア教育を充実させ、全ての学校でキャリア教育を推進する。

#### エ 保護者等への県内の魅力を伝える取組強化

県外大学等進学学生(H27からH30年春卒業生)のうち、就職情報等の送付希望の保護者宛に情報提供を行う。(年5回 約4,500人)

保護者等に県内産業の動きや若者が企業で活躍している情報を伝えるため、地元紙で発信する。(連載8回、特集1回)

#### (市町村と共に取り組みたい内容)

- ・学生自身の情報発信により地域への関心が高まるよう、地域ぐるみで学生に対応する取組を進めたい。
- ・ハローワークや小冊子、保護者への情報提供など共に周知・活用を進めたい。

### (2) 転入を増やす(IJUターンを増やす)取組

#### ア マイナビを活用した県内企業の魅力発信

鳥取県の特設サイトを企業の採用活動の解禁にあわせ、5月から3月に前倒して開設する。また、WEB上のDMを通じて県内就職関連情報を直接学生の元へ届ける。

## イ とっとりインターンシップ

若者を鳥取県の地域社会と産業を担う中核的人材として育て、県内に定着させるため、産官学が丸となってインターンシップを実施。

(H27.5鳥取県インターンシップ推進協議会を設立 県、大学、経済団体等で構成)

- ・1年次から参加でき、主に夏休み、春休み等の期間に実施。(5日間程度)
- ・H28年度から交通費、宿泊費の半額助成を実施。(上限3万円)

### <長期有償型インターンシップの導入>

若い人が都会に出て戻らないと言う大きな課題があり、大学、地元企業等と連携し、とっとりインターンシップを展開してきたが、十分な出会いのチャンスがなかった。

参加学生が年々増加している効果を踏まえ、更に県内企業への理解をより深める長期有償型のインターンシップを導入し、学生の県内就職・県内定着を目指す。

(参考)インターンシップへの学生の参加状況 (H27参加者の内、県内就職者は47名)

H27参加学生	うち県外学生	H28参加学生	うち県外学生	H29参加学生	うち県外学生
162	31	248	67	257	73 (夏期のみ)

## ウ 未来人材育成基金の対象拡大

県と産業界が協力して「鳥取県未来人材育成基金」を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金返還を助成し、I J Uターン及び産業人材の確保を推進する。

### 業種別支給対象認定数 (平成29年12月末時点) 県内91名、県外225名

合計	製造業	I T企業	薬剤師	建設業	建設コンサル タント業	旅館・ホテ ル業	保育士・幼 稚園教諭
316	115	70	41	24	20	8	38

### 業種別県内就職者数 (平成29年12月末時点) 県内46名、県外113名

合計	製造業	I T企業	薬剤師	建設業	建設コンサル タント業	旅館・ホテ ル業	保育士・幼 稚園教諭
159	63	31	23	19	15	1	7

## エ 企業の採用力アップのためのセミナー開催

若手社員をリクルーターとして活用したり、採用力向上のための経営者・人事担当者向けセミナーの開催  
経営者に対し、今後求められる人材確保戦略等についてのセミナー及びコンサルティングを行う。

## オ 県内企業と大学生等との交流による「鳥取を知る」取組の拡大

県内就職の魅力を県内若手社員から直接県内外の学生に伝える交流会の開催や、県外大学内での  
Uターン相談会で県内就職の魅力などを紹介する。(本年県内外で21回開催)

## カ ふるさと鳥取県定住機構による県内就職情報の発信

県内企業情報や最新の就職情報等をお知らせする学生向け専用サイトであるとっとり就活ナビ  
「とりナビ」により、県内企業情報や県内就職イベント情報を随時発信 (ふるさと鳥取県定住機  
構のホームページ内)

(約370社の県内の元気な企業を紹介しており、定期的にメールマガジン等で就職情報を広報している)

## キ 都市部でのナイター相談会の拡大

転職等により人生の再チャレンジを考えている若手社会人と、同世代の先輩移住者等とのナイター  
相談会を開催し、県内外の県立ハローワークとも連携して本県への移住へと繋げる。

### (市町村と共に取り組みたい内容)

- ・支援制度について、県内企業への周知・活用について共に進めたい。
- ・学生のUターン拡大には保護者の理解が重要であることから、保護者への周知を共に進めたい。
- ・市町村独自で行われる県外でのPRや相談会においても情報提供や参加を促していただきたい。

# 観光振興について

## 1 平成30年度の鳥取県の観光

○平成30年度は、県内外とのアクセス向上が確実に進展するなか、大規模イベントも開催され、効果的に誘客に導くことができる好機の一年。エリアそれぞれの観光資源を活かした地域の魅力向上と受入れ環境整備を図りつつ、全県的取組として国内外からの観光誘客を進めていく。

【平成30年度のトピック】

■全方位的にアクセス性・周遊性が向上

(陸) 「天地」、「昭和」など旅の目的となる観光列車や話題性の高い列車の運行、山陰道建設の進行  
(海) 大型クルーズ船の境港入港拡大、クルーズ新貨客船ターミナル建設の進行  
(空) 鳥取砂丘コナン空港「空の駅」グランドオープン

■来訪動機となる大規模イベントや全国的なキャンペーン開催

⇒伯耆国「大山開山1300年祭」、第3回「山の日」記念全国大会  
⇒山陰デスティネーションキャンペーン、JTB「日本の旬(瀬戸内・山陰)」キャンペーン  
⇒砂の美術館第11期「砂で世界旅行・北欧編」、水木しげるロードリニューアル等

○全県的な誘客効果、イベント等の盛り上げりを醸成するため、各市町村にもこれまで以上の連携・協力をお願いしたい。

(主な大規模イベント等)

(1) 伯耆国「大山開山1300年祭」

(概要)

大山開山1300年を記念し、5月から11月にかけて大山圏域で切れ目なく様々な催事・イベントを展開。自然保護の聖地としての「大山」、山の恵み、魅力を地域が一体となってPR。

<主なイベント>

「第一章・開く」～祈りと山開き～ (5月中旬～6月中旬)

➢ 開創法要 + 皆生・大山SEA TO SUMMIT 2018

「第二章・遊ぶ」～神事と山遊び～ (7月)

➢ 水木しげるロードリニューアルイベント

「第三章・灯す」～献灯と山祭り～ (8月)

➢ 第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取、伯耆国「大山開山1300年祭」記念式典

「第四章・調ふ」～秋祭りと継承～ (9月中旬～11月)

➢ 大山ワンダーフォーラム + 1300本のたいまつ行列

(市町村と連携して進めたい取組)

○市町村が主体となって実施する大山開山1300年祭「協働・連携事業」の展開を通じた、県内外への情報発信、地域資源の磨き上げ、インバウンドを含めた観光満足度向上の取組

(協働・連携事業の例) 米子城・地藏信仰活用誘客促進事業(米子市)、展覧会「鳥取県の郷土刀」(倉吉市)、ヒメボタル鑑賞(日南町)、奥大山古道ウォーク(江府町)など

○1300年祭のPRへの協力と関連事業への参加

(PR例) 各市町村広報誌へのイベント情報の掲載、PRツールの活用(パンフレット、のぼり、ミニのぼり、公式ロゴマーク、缶バッジ等)

## (2) 第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取

### (概要)

国民の祝日「山の日」の趣旨を広く国民に普及し、山に親しむ機会を創出するため、「第3回『山の日』記念全国大会 in 鳥取」を8月10日(金)、11日(土・祝)に米子市、大山町で開催する。

#### 【行事概要】

- ・レセプション … 8月10日(金) 午後(会場:米子市内)
- ・記念式典 … 8月11日(土・祝) 午前(会場:大山総合体育館(大山町))
- ・シンポジウム … 8月11日(土・祝) 午後(会場:米子市公会堂(米子市))
- ・歓迎フェスティバル … 8月11日(土・祝)  
《大山エリア》森の恵み感謝祭  
《米子エリア》里の恵み感謝祭・ステージイベント

### (市町村と連携して進めたい取組)

- ・大会連携イベントの開催と既存イベントでの大会PR

## (3) 山陰デスティネーションキャンペーン(DC)

### (概要)

○平成30年7月から9月にかけて行われる山陰地域への全国規模での誘客キャンペーン。北海道から九州まで全国のJR主要駅約1,500ヶ所にポスターが掲示され、国内大手旅行会社が集中的に山陰地域のツアー商品を企画販売する。

○近年のDCは大手旅行会社参加数の増加等によって事業規模が拡大し、観光地としての知名度向上やDCを契機とした定番商品化など経済効果も見込める。特に、山陰初の観光列車「天地(あめつち)」や鬼太郎列車リニューアルと併せて鳥取の魅力を力強く発信していく。

### (市町村と連携して進めたい取組)

- ・県全体で一丸となった誘客を図るため、観光客へのおもてなしや県外での情報発信イベント等に参加いただきたい。

## 2 観光資源を活かした地域の魅力向上の取組

「観光」は今後の成長産業化が見込まれており、誘客による経済効果のみならず、地域の活性化、地元の良さの再認識やブランド化、人材育成・活用、まちづくりなど広範囲な成果につながる。

### (1) 航空インフラを活用した地域振興

米子香港便や米子ソウル便を活用したインバウンドが地域の観光、地域経済の起爆剤になることが期待されるが、これら主要航空インフラを地域振興に活かしていくためには、市町村、民間事業者をはじめとする地域がアイデアを出しながら幅広く活用していくことが必要

米子ソウル便(エアソウル)	米子香港便(香港航空)
・運航日:週5便(火、木、金、土、日)	・運航日:週2便(水、土)
・12月搭乗率:57.8%(前年同月64.5%)	・12月搭乗率:76.7%(前年同月72.9%)

#### <市町村、関係団体、民間事業者と連携を進めたい取組>

- ・現地への観光プロモーションや外国メディア等の取材ツアーの受入れ
- ・地域特産品の輸出や地元企業の海外事業展開などの経済面での積極的な利活用
- ・文化・スポーツ等の地域間交流の促進

### (2) 受入れ環境の拡充

○団体旅行からのシフトが進み増加傾向の外国人個人旅行者は、自らが気に入った地域を周遊し、観光消費も期待できる存在

○外国人個人旅行者が周遊できる観光地であることは、観光地への理解やリピーター化、観光消費にも直接的に影響するため、多言語表記による案内、Wi-Fi整備、外国人への接客など市町村関係観光施設の受入れ環境整備を一層進めていただきたい。

**(3)魅力ある観光素材の磨き上げ**

鳥取県の魅力であるマンガや食、自然環境は、他県との差別化が可能な観光素材であるが、より多くの外国人観光客獲得に向けて、市町村、民間事業者をはじめとする地域が中心となってアイデアを出し、観光素材の掘り起こしや磨き上げ、商品化等に取り組んでいただきたい。

**【参 考】観光入込客数等**

平成22年に初の1千万人の大台に乗り、その後も1千万人の大台をキープしており、観光地として一定の認知、評価を得ている。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
入込実人数 (千人)	9,196	9,054	9,197	9,823	11,224	11,209	11,459	10,909	10,084	10,440	10,127	—
宿泊実人数 (千人)	2,621	2,662	2,535	2,806	—	2,589	2,345	2,730	2,497	2,466	2,438	—
外国人宿泊者数 (延べ) (人泊)	—	15,300	14,890	14,020	32,690	31,810	39,490	46,850	58,830	103,430	100,320	112,820
観光消費額全体 (百万円)	—	—	—	—	54,754	40,395	58,426	82,871	79,288	68,546	64,164	—

(鳥取県 観光入込動態調査結果等)

・鳥取県観光入込客数のうち県外からの入込は約6割 (H28：645万人、H27：662万人、H26：659万人)

・平成28年の主要観光地の入込客数は9月までは好調だったが中部地震により打撃を受けた。

※宿泊実人数は平成23年より国の宿泊旅行統計調査の数値に切り替え(切り替えに伴い平成22年は欠損)

※観光消費額全体：平成22年以降調査項目に導入されたため、それ以前は「調査なし」(「観光庁」調査)

平成29年10月  
速報値

## 国保制度改革に伴う国保運営の方針について

- 平成 30 年 4 月からの国民健康保険の都道府県化に伴い、県は新たに国保事業の運営に参画し、市町村とともに国保財政の運営を担うことになる。
- そのため、平成 28 年度から県と市町村の課長級等で構成する「国保連携会議」等を設置し、国保運営を行うに当たり必要となる納付金等の算定や国保事務の標準化などについて協議・検討を重ねてきている。
- また、必要に応じて各市町村長の御意見を伺いながら、新たな国保制度が円滑に導入されるよう準備を進めてきたところである。
- 平成 30 年度からの国保制度改革について、円滑に移行できるように市町村と一緒に取り組んでいきたい。

## 1 平成 30 年度国保事業費納付金等の算定について

- ①市町村から県に納付していただく納付金について、今回の制度改革に伴って国費が平成 27 年度から 1,700 億円、平成 30 年度から 1,700 億円、合計 3,400 億円投入されたことにより、県全体の「標準保険料率の算定に必要な保険料総額」について、平成 28 年度に市町村が保険料等で集めている総額よりも、約 4 億円程度減額される結果となった。
- ②各市町村では、この納付金を基に、収納率等を勘案して、保険料水準を決定することとなる。
- ③なお、納付金の算定のルールについては、別紙のとおり。

## 2 今後の国保運営への対応について

- ①今後は、県・市町村や関係団体とも連携しながら、医療費の適正化を推進し、その結果として医療費の抑制を図るとともに、保険料の適正化に取り組み、持続可能な制度としていく。
- ②県としても、特定健診や特定保健指導、がん検診などへの支援や、糖尿病対策など、一層市町村と一緒に健康づくりに向けた取組を進めていく。
- ③県内市町村の相互扶助の観点から、今後医療費反映係数の見直しを検討するとともに、収納率の取扱いや、算定方式の統一など、保険料水準の統一に向けて課題を整理して、市町村とよく協議しながら、他の都道府県の状況も調査し、検討していく。
- ④従来、市町村が行っている法定外の一般会計繰入等については、国の公費拡充もあり、抑制可能な環境となりつつあるので、市町村でも様々な状況を踏まえ適切に対応していただきたい。
- ⑤特別医療費助成に係る国庫負担金の減額調整措置については、国に対して全廃を引き続き要望していく。また、市町村で補填財源（平成 29 年度 保険料で補填:14、一般財源で補填:5）の違いがあり、国も原則として保険料等を財源とする納付金として賄うことが考えられていることから、平成 30 年度はこれまでどおり、特別調整交付金で4分の1を措置することとし、今後については引き続き検討することとしたい。

## 平成 30 年度国保事業費納付金等の算定について

- 平成 30 年度に向けて都道府県も新たに国保の保険者となり、市町村と一緒に国保の財政運営を担う役割が付加されることとなり、県が市町村に対して納付金等を算定して、市町村がこれを県に納付するという仕組みとなる。
- 平成 30 年度納付金等の額の算定結果は次のとおり。

### 1 平成 30 年度の納付金等の算定結果について

- 今回の県の算定による県全体の「標準保険料率の算定に必要な保険料総額」について、国からの新たな公費拡充もあり、平成 28 年度に市町村が保険料等で集めている総額よりも、約 4 億円程度減額される結果となった。
- そのことで全体として抑制傾向となり、市町村ごとにも、概ね保険料水準が上がることはない結果となった。

県全体の「標準保険料率の算定に必要な保険料総額」 13,020,944,443 円

#### 〈市町村別の納付金額〉

市町村名	被保険者数 (人)	医療費 指数	納付金額 (円) (A)	標準保険料率の算定に 必要な保険料総額 (円) (B)	保険料で集めるべき 1 人当たりの額 (円) (C)
鳥取市	37,669	1.0095	4,442,483,825	4,033,173,749	106,479
米子市	29,909	1.0318	3,868,804,921	3,358,729,513	112,535
倉吉市	10,993	1.0300	1,322,416,512	1,126,909,959	100,885
境港市	6,759	1.2630	897,505,563	782,550,816	112,043
岩美町	2,810	0.9834	293,335,824	257,798,230	88,948
八頭町	3,676	1.0280	388,946,513	356,283,384	92,943
若桜町	778	1.1035	76,852,640	71,797,817	78,896
智頭町	1,644	1.0366	202,422,466	167,309,537	91,669
湯梨浜町	3,703	1.0557	462,238,278	417,983,794	115,324
三朝町	1,464	1.1369	190,941,171	155,141,060	99,541
北栄町	4,126	0.9768	504,563,517	466,935,651	111,878
琴浦町	4,266	1.0717	488,174,125	436,161,455	101,757
南部町	2,535	1.0803	300,210,553	269,216,224	106,113
伯耆町	2,709	0.9861	312,882,158	293,771,843	115,225
日吉津村	721	1.1433	72,935,354	74,311,439	103,685
大山町	4,379	1.0607	517,671,797	482,464,086	110,345
日南町	1,092	1.1300	169,125,255	134,145,301	121,054
日野町	730	1.0105	87,542,234	69,371,865	92,951
江府町	593	1.1633	72,243,687	66,888,720	114,790
合計 (又は平均)	120,556	1.0685	14,671,296,393	13,020,944,443	107,147

(注) ・納付金額 (A) の算定方式は、資産割を除く 3 方式 (所得割・均等割・平等割) で算定したもの。

- ・保険料で集めるべき 1 人当たりの額 (C) は、一般会計からの法定外繰入、基金繰入、前年度繰越金を加味していない額である。

○激変緩和措置について

- ・平成 28 年度の保険料で集めるべき一人当たりの額と比較して、平成 30 年度の算定結果が一定割合（年 1.5%）を超過する市町村に対して、激変緩和措置を講じている。
- ・結果として、約 2.5 億円の規模で、11 市町村を対象に行った。

＜激変緩和の財源＞ 平成 30 年度

暫定措置分（国財源）	約 1.5 億円
県繰入金（県財源）	約 0.8 億円
特例基金（国財源）	約 0.2 億円

※ 特例基金は、平成 30 年度から平成 35 年度までの間に、本県が激変緩和措置に活用できる財源として国から約 1 億円配分されており、平成 30 年度はそのうち 0.2 億円を活用したものの。

＜激変緩和の適用期間＞

平成 30 年度から平成 35 年度（6 年間）

※ 上記特例基金の適用期間と合わせたため。

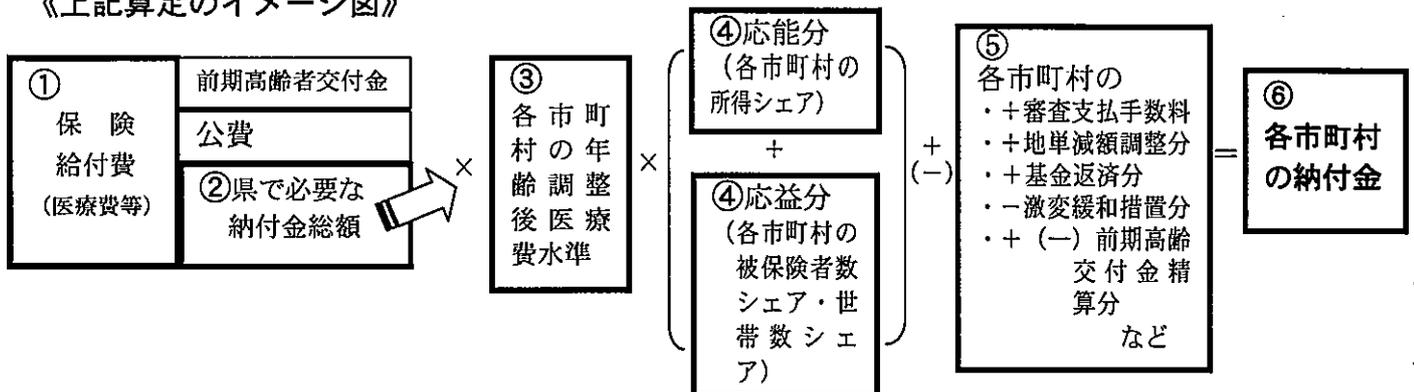
【参考】 納付金等の算定手順について

○納付金の算定に当たっては、国が原則として示すとおり、各市町村の医療費水準や所得水準を反映させて算定する。

納付金の算定の手順（概略）

- ① 県全体の保険給付費を推計（過去 3 年間の医療費の伸び等で推計）
- ② 上記①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の納付金総額を算出
- ③ 上記②の納付金総額に各市町村の年齢調整後の医療費水準を勘案
- ④ 上記③に各市町村の県内での所得シェアや被保険者数・世帯数シェアを反映
- ⑤ 上記④に各市町村固有の経費を加算減算して各市町村の納付金を決定

《上記算定のイメージ図》



医療費指数反映係数 (α) ※上図の③の段階で算定

⇒医療費指数をどの程度納付金に反映させるか調整する係数

α = 1 の場合、医療費指数を納付金の配分にすべて反映

α = 0 の場合、医療費指数を納付金の配分にまったく反映させない

【上図の⑥以降の手続き】

この納付金額を基に、市町村が算定方式や収納予定率等を勘案して、保険料率を決定、賦課・徴収することとなる。

## 今後の国保運営への対応について

### 1 今後の保険料水準について

- 今後は、県・市町村や関係団体とも連携しながら、ジェネリック医薬品の活用推進や健康づくり・重症化予防などの取組を充実することにより、医療費の適正化を推進し、その結果として医療費の抑制を図ることが必要となる。
- 県としても、医療費適正化計画を作成して、医療費の適正化を推進するとともに、市町村が実施する特定健診や特定保健指導、がん検診などへの事業支援や、糖尿病など重症化予防のための医療機関との協力体制の構築に取り組むなど、一層市町村と一緒に保健事業等を進めていくこととしている。
- また、激変緩和措置の縮小や市町村財政調整基金からの繰入額の減少などに備えた保険料の適正化に取り組んでいく必要がある。
- さらに、今後前期高齢者交付金の交付・精算、医療費の上昇なども変動する要因として捉えられ、総合的に歳入・歳出の適正化を図り、持続可能な制度としていかななくてはならない。

### 2 保険料水準の統一について

- 県内市町村の相互扶助の観点から医療費反映係数（ $\alpha$ ）の取扱いについても、今後見直しを検討していく必要がある。
- また、保険料水準の統一に向けては、市町村により格差が見られる収納率の取扱いや、算定方式の統一など、解消すべき課題も多い。
- さらに、市町村が実施している収納対策や保健事業などのインセンティブを生かしながら、将来的にどのような姿をゴールの目標にするのか課題を整理の上、今後も市町村とよく協議し、他県の状況等も参考にして、調査検討していく。

### 3 一般財源の取り扱いについて

- 国民健康保険が一般会計年度単位で行う保険であることを踏まえ、原則として支出を保険料や国庫負担金等で賄うことにより、当該年度の収支を均衡させる必要があり、保険料の適正化が求められている。
- 保険料抑制のために行われていた法定外の一般会計繰入等について、計画的に解消・削減する必要がある。
- そのためには、解消・削減すべき法定外一般会計繰入とされていない項目へ振り替えるという対応も必要である。
- また、平成 28 年度は医療費の減額もあり一般会計繰入の額が減少している。さらに、平成 30 年度の算定結果のとおり、国の公費拡充もあり、保険料で集めるべき額も全体的に引き下げ傾向となっている。そのため、従来、市町村が行っている法定外の一般会計繰入等については、抑制可能な環境となりつつあるので、市町村でも様々な状況を踏まえ適切に対応していただきたい。

#### 【参考】市町村の一般会計繰入額の動向

平成 27 年度 約 534 百万円（実績）

平成 28 年度 約 283 百万円（速報）

※ 平成 30 年度については、平成 28 年度に市町村が保険料等で集めている総額よりも、約 4 億円程度減額される結果のため、さらに一般会計繰入額が減少すると見込まれる。

【参考】市町村の一般会計繰入の解消の方策

- ・ジェネリック医薬品の推進や重症化予防等の保健事業を推進するなど医療費適正化を進め、結果として医療費全体を抑制する。
- ・収納率を高め、保険料で納付金に必要な額の確保に努める。
- ・保険者努力支援制度の評価項目について、取組内容を充実させることでより多くの交付額を受入れ、保険料の軽減につなげる。
- ・結果として、医療費の増大、収納不足等の理由により、納付額に不足が生じる場合には、県財政安定化基金からの貸付制度を利用する。また、市町村財政調整基金の活用や繰越額で対応する。

4 特別医療費助成に係る国庫負担金の減額調整措置について

- 特別医療費助成に係る国庫負担金の減額調整措置については、未就学児までの子どもの医療費助成に係る減額措置を廃止されたところであるが、これ以外の対象の減額措置を実施している国に対して、その全廃を引き続き、機会があるごとに要望していく。
- 県下の市町村ではこの補填の財源について、保険料で補填が 14 市町村、一般財源で補填が 5 市町村であり、対応が分かれている。
- また、国も原則として保険料等を財源とする納付金として賄うことが考えられていることから、平成 30 年度はこれまでどおり、特別調整交付金で 4 分の 1 を措置することとし、今後については引き続き検討することとしたい。

(参考) 特別医療費助成に係る国庫負担金の減額調整措置に係る市町村の補填状況

(平成 29 年度)

区分	市町村数
保険料で補填	14
一般財源での補填	5 (※)

※ 一般財源での補填の 5 市町村のうち 2 市町村は、平成 29 年度中に対応予定。

(参考) 補填財源に対する国の考え方

- 定率国庫負担の減額調整分について、原則として保険料等を財源とする納付金として賄うことが考えられている。
- なお、一般会計繰入で減額調整分を賄う場合、当該繰入は決算補填等以外の目的の一般会計繰入として、市町村が計画的に解消・削減すべき赤字の対象とはならない。